



独立行政法人
地域医療機能推進機構
二本松病院(附属施設を含む)

医療安全管理指針

令和6年9月

改訂版

目次

第1 趣旨	… p.2
第2 医療安全管理のための基本的考え方	… p.2
第3 用語の定義	… p.2
I 医療安全に係る指針・マニュアル	
II 事象の定義及び概念	
第4 医療安全管理体制の整備	… p.4
I 医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、 医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、医療安全 推進者の設置	
II 医療安全管理室の設置	
III 医療安全管理委員会	
IV 報告体制の整備	
第5 医療安全管理のための職員研修	… p.9
第6 重大なアクシデント等発生時の具体的対応	… p.9
I 初動体制	
II 患者家族への対応	
III 事実経過の記録	
IV 医療安全管理委員会の招集	
V 当事者及び関係者(職員)への対応	
VI 関係機関への報告	
第7 公表	… p.10
第8 患者相談窓口の設置	… p.10
第9 病院医療安全管理指針の閲覧	… p.10
別紙 医療事故の影響レベル	… p.11

第1 趣旨

本指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「JCHO」という。)医療安全管理指針に基づき、JCHO二本松病院(附属施設を含む)における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び事故発生時の対応方法等についての基本方針を示すものである。これに基づき適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

第2 医療安全管理のための基本的考え方

JCHOの基本理念に基づき、患者利用者の尊厳と安全を確保し、質の高い医療を提供する。安全な医療・介護の提供は、個人レベルのみならず組織レベルでの事故防止対策の実施により達成される。このため、本指針に基づき医療安全管理体制を確立するための医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成し、医療安全管理の強化充実を図る。

第3 用語の定義

I 医療安全に係る指針・マニュアル

1. 独立行政法人地域医療機能推進機構 医療安全管理指針(以下「JCHO医療安全管理指針」という。)

JCHO組織全体として、医療安全を推進していくための基本的な考え方を示したもの。

2. JCHO 二本松病院(附属施設を含む)医療安全管理指針(以下「病院医療安全管理指針」という。)

院内および附属施設内における医療安全管理体制、医療安全管理のための職員研修、および医療有害事象対応等の医療安全管理のための基本方針を示したもので、JCHO医療安全管理指針に基づき作成する。医療安全管理指針は、院内の医療安全管理委員会において策定及び改定されるものとする。

3. 独立行政法人地域医療機能推進機構 医療安全管理マニュアル(以下「JCHO医療安全管理マニュアル」という。)

JCHOの各病院に共通する医療安全のための未然防止策、医療安全対応等について標準的な内容を記載したもの。JCHO医療安全管理マニュアルは、本部にて作成され、概ね年1回の点検、見直しが行われている。

4. JCHO 二本松病院(附属施設を含む)医療安全管理マニュアル(以下「医療安全管理マニュアル」という。)

院内および附属施設内における医療安全管理のための未然防止策、発生時の対応等を具体的に記載したもの。医療安全管理マニュアルは、院内の関係者の協議のもとに作成され医療安全管理委員会で承認を受け、概ね年1回の点検、見直しを行うものとする。

II 事象の定義及び概念

1. インシデント

インシデントとは、日常生活や診療の現場で何らかの問題が発生し、実際には患者利用者へ傷害を及ぼすことはほとんどなかったが、医療有害事象へ発展する可能性を有していた潜在的事例をいう。

具体的には、ある医療看護介護行為が(1)患者利用者へは実施されなかったが、仮に実施されたとすれば何らかの傷害が予測された事象、(2)患者利用者へは実施されたが、結果として傷害を及ぼさなかったか比較的軽微な傷害のみを及ぼした事象を指す。

なお、患者利用者だけではなく訪問者や職員に、傷害の発生又はその可能性があったと考えられる事象も含む。

インシデント・アクシデントの患者影響度分類では、0～3aが対象となる。

2. アクシデント(医療有害事象、医療事故)

アクシデントとは、防止可能なものか過失によるものかにかかわらず、医療看護介護に関わる場所で、医療看護介護の過程において不適切な医療看護介護行為(必要な医療看護介護行為がなされなかった場合を含む)が、結果として患者利用者へ意図しない傷害を生じ、その結果が一定以上の影響を与えた事象をいう。

インシデント・アクシデントの患者影響度分類では、3b～5が対象となる。

※医療事故調査制度における医療事故の定義は、本定義とは異なることに留意のこと。

※別紙 インシデント・アクシデントの患者影響度分類

参考)医療事故調査制度における医療事故の定義(医療法第6条の10)

当該病院に勤務する職員が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であつて、当該管理者が当該死亡または死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの

3. 医療過誤

過失によって発生したインシデント・アクシデントをいう。

過失とは、結果が予見できていたにもかかわらず、それを回避する義務(予見性と回避可能性)をはたさなかったことをいう。

4. オカレンス

インシデント・アクシデントの報告に加え、オカレンス項目を設定し報告する。過失の有無や行った医療看護介護行為に起因するか否かは問わず、報告すべき事象。

以下の8項目をオカレンス項目と定める。

(1) 院内急変事例

(2) 想定外の再手術(1ヶ月以内)や追加手術および予定手術時間を2倍以上もしくは、4時間以上超過した事例

- (3) 中心静脈穿刺に関連した合併症(動脈穿刺、気胸など)
- (4) 重大疾患について後方視的に見た場合、標準的には確認できた(見落とし)事例
- (5) 同定に係る誤認の事例(手術、検査、処置、診察、検体、記録等の患者や部位の間違い)
- (6) 異型輸血
- (7) 準備した輸血量を超えた輸血を要した事例
- (8) 転倒、転落事例

第4 医療安全管理体制の整備

院内においては以下の事項を基本として、医療安全管理体制の確立に努める。

I 医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、医療安全推進担当者の配置

医療安全管理推進のため院長は、医療安全管理責任者(副院長)を任命すると共に、医療安全管理責任者の下に、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者を置き、さらに部門においては、医療安全推進担当者を配置するものとする。

1. 医療安全管理責任者の配置

医療安全管理責任者は、院内・附属施設内における医療安全の総括的な責任を担う者とし、原則として副院長とする。

2. 医療安全管理者の配置

医療安全管理者は、院内・附属施設内における医療安全管理に係る実務を担当し、医療安全を推進する者とする。

- (1) 医療安全管理者は、所定の医療安全管理者養成の研修を終了した医療安全に関する十分な知識を有する者とする。
- (2) 医療安全管理者は、医療安全管理責任者の指示を受け、各部門の医療安全推進担当者と連携、協同し、医療安全管理室の業務を行う。
- (3) 医療安全管理者は医療安全管理室のうち、以下の業務について主要な役割を担う。
 - 1) 医療安全管理部門の業務に関する企画、立案及び評価
 - 2) 定期的な院内巡回による各部門における医療安全対策の実施状況の把握と分析および医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進
 - 3) 各部門における医療安全推進担当者への支援
 - 4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整
 - 5) 医療安全対策に係る体制を確保するため、職員研修を年2回以上の実施
 - 6) 相談窓口等の担当者との密接な連携のうえで、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制の支援

3. 医薬品安全管理責任者の配置

医薬品安全管理責任者は、次に掲げる業務を行う者とする。

- (1) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成および見直し
- (2) 職員に対して、医薬品の安全使用のための研修の実施
- (3) 医薬品の業務手順に基づく業務の実施の管理
- (4) 医薬品の安全使用のために必要となる情報を収集し、医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

4. 医療機器安全管理責任者の配置

医療機器安全管理責任者は、次に掲げる業務を行う者とし、以下の業務について主要な役割を担う。

- (1) 職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定および保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集、およびその他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

5. 医療放射線安全管理責任者の配置

医療放射線安全管理責任者は、次に掲げる業務を行う者とし、以下の業務について主要な役割を担う。

- (1) 診療放射線の安全利用のための指針の策定
- (2) 放射線診療に従事する職員に対する診療放射線の安全使用のための研修の実施
- (3) 全身用 X 線 CT 診断装置を用いた放射線診療を受ける者の放射線による被ばく線量の管理及び記録、診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

6. 医療安全推進担当者の配置

各部門の医療安全管理の推進に資するため、医療安全推進担当者(各所属の長)を置く。

- (1) 医療安全推進担当者は、各部門、診療科及び各看護単位にそれぞれ1名置くものとし、医療安全管理責任者が指名する。
- (2) 医療安全推進担当者は、医療安全管理部門の指示により以下の業務を行う。
 - 1) 各部門におけるインシデント・アクシデント発生の原因および再発防止策ならびに医療安全管理体制の改善方法についての検討および提言
 - 2) 各部門における医療安全管理に関する意識の向上
 - 3) インシデント・アクシデント報告の内容分析および報告書の作成
 - 4) 医療安全管理委員会において決定した再発防止策および安全対策に関する事項の各部門への周知徹底、その他医療安全管理委員会および医療安全管理部門との連絡、調整

- 5) 職員に対するインシデント・アクシデント報告の積極的な提出の励行
- 6) その他、医療安全管理に関する事項の実施

II 医療安全管理室の設置

1. 医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に安全管理を担うため院内に医療安全管理室を設置する。
2. 医療安全管理室は、医療安全管理者およびその他必要な職員で構成される。
3. 医療安全管理室の所掌業務は以下のとおりとする。
 - (1) 各部門における医療安全対策に関すること
 - 1) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づく医療安全確保のための業務改善計画書の作成
 - 2) 1)に基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果の記録
 - (2) 医療安全に係る以下の活動記録に関すること
 - 1) 医療安全管理委員会との連携状況
 - 2) 院内研修の実績
 - 3) 患者等の相談件数及び相談内容
 - 4) 相談後の取扱い
 - 5) その他の医療安全管理者の活動実績
 - (3) 医療安全対策に係る取組の評価等に関すること
医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて、各部門の医療安全推進担当者等が参加する医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの週1回程度の開催
 - (4) 医療安全に関する日常活動に関すること
 - 1) 医療安全に関する現場の情報収集および実態調査(定期的な現場の巡回・点検、マニュアルの遵守状況の点検)
 - 2) マニュアルの作成、点検および見直しの提言等
 - 3) インシデント・アクシデント報告書の収集、保管、分析結果等の現場へのフィードバックと集計結果の管理、および具体的な改善策の提案、推進とその評価
 - 4) 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知
(他病院における警鐘事例の把握等)
 - 5) 医療安全に関する職員への啓発、広報
 - 6) 医療安全に関する教育研修の企画、運営
 - 7) 地区事務所および本部への報告、連携
 - 8) 医療安全管理に係る連絡調整
 - (5) アクシデント発生時の支援等に関すること
 - 1) 診療録や看護記録等の記載、インシデント・アクシデント報告書の作成について、職場責任者に対する必要な支援
 - 2) 患者や家族への説明など、重大なアクシデント等発生時の対応状況についての

確認と必要な支援(患者およびその家族、弁護士、警察等の行政機関ならびに報道機関等への対応は、院長、副院長、事務長のほか、それぞれの部門の管理責任者が主として行う)

- 3) 医療安全管理委員会委員長の招集指示を受け、事案の原因分析等のための臨時医療安全管理委員会を開催
- 4) 原因究明が適切に実施されていることの確認と必要な指導
- 5) インシデント・アクシデント報告書の保管
- 6) 秘匿性に関する指導と支援
- (6) 医療安全管理委員会で用いられる資料および議事録の作成および保存、ならびにその他委員会の庶務に関すること。
- (7) その他、医療安全の推進に関すること

4. 医療安全管理室は、その下に作業部会を設置し医療安全管理室の業務の一部を行うことができる。

Ⅲ 医療安全管理委員会

1. 院内に、医療安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会は、院長、副院長、診療部長、看護部長、事務長、医療安全管理者および各部門の安全管理のための責任者等をもって構成することを原則とする。
3. 委員会の委員長は、原則として医療安全管理責任者を担う副院長とする。
4. 委員会の副委員長は、原則として医療安全管理者とする。
5. 委員長がその任務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。
6. 委員会は、以下の業務を行うものとする。
 - (1) 医療安全管理指針の策定および改定
医療安全管理指針には、以下の基本的考え方や方針を含む。
 - 1) 医療機関における医療安全管理
 - 2) 委員会その他の当該病院等の組織
 - 3) 職員に対する医療に係る安全管理のための研修
 - 4) 院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策
 - 5) 重大なアクシデント等発生時の対応
 - 6) 職員と患者との間の情報の共有(患者等に対する当該指針の閲覧を含む。)
 - 7) 患者からの相談への対応
 - 8) その他医療安全推進のために必要な事項
 - (2) 院内等において重大な問題その他委員会において取り扱うことが適当な問題が発生した場合における当該事例の発生原因の分析、再発防止策の検討、立案、実施および職員への周知
 - (3) (2)の改善のための方策の実施状況の調査および必要に応じた当該再発防止策の見直し

- (4) 院内・附属施設内のインシデント・アクシデント防止活動および医療安全に関する職員研修の企画運営
- (5) その他、医療安全の確保に関する事項
- 7. 委員会の開催および活動の記録
 - (1) 委員会の開催は、概ね月1回とするが、重大な問題が発生した場合は適宜とする。
 - (2) 委員会の検討結果については、定期的に院長に報告するとともに、医療安全推進担当者を通じて各職場に周知する。
- 8. 委員会の議事は、記録し医療安全管理室が管理する。

IV 報告体制の整備

1. 報告に係る基本的な考え方

医療安全に係る報告体制は、WHOのドラフトガイドラインにおける「学習を目的としたシステム」に準じたもので、責任追及をするのではなく、原因究明と再発防止を図ることにより、医療安全の推進を目的としたものである。

したがって、報告書は病院における医療安全推進のために用いられ、報告することによる個人への懲罰等は伴わないものとする。

2. 報告の手順と対応

インシデント・アクシデントが発生した場合、当事者または関係者は、可及的速やかに上司に報告することとする。報告を受けた所属長は、医療安全管理責任者または医療安全管理者へ報告し、事態の重大性を勘案して、速やかに院長に報告する必要があると認めた事案は直ちに報告し、それ以外の事案については定期的に報告する。報告体制について職員に示す。

3. 報告の方法

詳細の報告は、指定のインシデント・アクシデント報告書に入力し、所属長と医療安全管理者宛てに承認を依頼する(電子カルテのシステムを利用)

ただし、緊急を要する場合は直ちに口頭で報告し、その後、速やかに文書による報告を行う。なお、インシデント・アクシデント報告書の記載は、原則として発生の直接の原因となった当事者または発見者が行うが、不可能な場合には関係者が代わって行う。

さらに、院長は、院内等における死亡および死産の確実な把握のための体制を確保する。報告書は再発防止に役立つものであり、これをもって懲罰の対象や理由となるものではない。

4. 地区事務所・本部への報告

地区事務所・本部への報告は、原則として各病院の医療安全管理者が行う。

5. インシデント・アクシデント報告書の保管

インシデント報告書については、原則として報告日の翌年4月1日を起点に1年以上、アクシデント報告書については5年以上保存するものとする。

第5 医療安全管理のための職員研修

医療機関全体に共通する医療安全管理の推進のための基本的な考え方および具体的な方策について、職員に対し周知徹底を図るため、医療安全管理のための院内研修を定期的に年2回以上開催する。加えて、必要に応じて臨時に開催されることが望まれる。研修の企画、立案、実施は委員会および医療安全管理部門が行う。

第6 重大なアクシデント等発生時の具体的対応

重大なアクシデント等とは、別紙の患者影響度分類におけるレベル4、5およびそれに準ずる重篤度・危険度が高いと判断された事例をいい、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす必要がある。

I 初動体制

1. 救命を第一とし傷害の進行防止を最大限の努力を払える体制を整えておく。
2. 夜間・休日を問わず、速やかに関係各所へ連絡、報告する体制を整えておく。

II 患者及び家族への対応

患者に対しては、誠心誠意治療に専念するとともに患者利用者および家族に対してはその経緯について、明らかになっている事実を丁寧に逐次説明する。

III 事実経過の記録

医師、看護師等は、患者利用者の状況、処置の方法、時間、患者利用者および家族への説明内容等を診療録、看護記録等に詳細に記載する。

IV アクシデント委員会の招集

重大なアクシデント等が発生した場合には、直ちに臨時にアクシデント委員会を招集し内容を審議する。

V 当事者および関係者(職員)への対応

1. 個人の責任を追及することなく組織としての問題点を検討する。
2. 当事者に対しては、発生直後から継続的な支援を行う。

VI 関係機関への報告

重大なアクシデント等が発生した場合には、可及的速やかに関係機関へ報告する。

1. 地区事務所、本部への報告

医療安全管理者は、地区事務所または本部へ電話又はメールで報告、連絡、相談する。

2. 行政への報告

医療安全管理者は、行政へ文書で報告、必要時は電話にて報告、連絡、相談する。

3. 医療事故調査・支援センターへの報告

医療事故調査制度の対象事案と判断した場合、遺族へ説明した上で、医療事故調査・支援センターへ書面または Web 上のシステムにて報告する。

第7 公表

医療の透明性を高め社会に対する説明責任を果たし、他医療機関での同様の事故防止に役立てることを目的として必要と判断した場合、事案等を患者利用者および家族等の同意を得て社会に公表する。

第8 患者相談窓口の設置

院内に、患者および家族ならびに利用者からの疾病に関する医学的な質問や、生活上および入院上の不安等の様々な相談に対する窓口を設置する。

相談窓口対応者は、医療安全管理者と密な連携を図り、医療安全に係る患者およびその家族等の相談に適切に応じる体制を整備する。

第9 病院医療安全管理指針の閲覧

病院医療安全管理指針については、二本松病院のホームページへ掲載し、その他に患者および家族ならびに利用者が容易に閲覧できるように配慮する。

令和6年9月改訂

インシデント・アクシデントの患者影響度分類

	影響 レベル	傷害の 継続性	傷害の程 度	内容
インシデント	0			エラーや医薬品・医療器具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	1	なし	実害なし	何らかの影響を及ぼした可能性はあるが、実害はなかった
	2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった(バイタルサインの軽度変化、観察の強化、安全確認の検査などの必要性は生じた)
	3	3a	一過性	中程度
3b		一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
アクシデント	4	永続的	軽度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残存(有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合、伴う場合の両者を含む)
	5	死亡		死亡(現疾患の自然経過によるものを除く)

附属施設を含む内容として見直し

主な文言の変更

- ・ 患者 → 患者利用者へ変更医療
- ・ 医療 → 医療看護介護へ変更
- ・ 院内 → 院内・附属施設内もしくは院内等へ変更
- ・ 二本松病院 → 二本松病院(附属施設を含む)へ変更

ほか、変更箇所

表紙 附属施設を含む 追加

第〇版 → 改訂版へ変更

目次 医療安全管理部門 → 医療安全管理室へ変更

p.3 II 事象の定義及び概念 1、2 からヒヤリハットの文言削除

p.5 5.医療放射線安全管理責任者 …… JCHO指針に基づき、内容変更

p.6 医療安全管理部門 → 医療安全管理室へ変更

p.7 JCHO指針に基づき、4.追加

p.8 IV-2 報告の手順と対応

2行目 所属長 → 上司へ変更

IV-4 地区事務所・本部への報告

1行目 北海道東北を削除

p.9 I 初動体制 …… JCHO 指針に基づき 1、2 内容変更、また 3、4 削除

p.10 VI-2 県北保健所の文言削除

改訂日のみ記載とした

p.11 別紙 …… JCHO指針に基づき変更